岩沼市民図書館展示コーナー使用許可申請書

年 月 日

岩沼市教育委員会 様

申請者 住 所 団体名

氏 名

下記のとおり使用したいので申請します。

記

展示の名称									
展示内容及び									
出品点数									
使用場所	1 2 3	2階セ	ミナー	ンスホール可 ルーム外側壁 展示室外側壁	面のピ	クチャーレー			
使用期間		年	月	日 () か	6	年 月	日	()まで	
搬入日時		年	月	日()	時	分から	時	分まで	
搬出日時		年	月	日()	時	分から	時	分まで	
貸出希望備品									
使用責任者	住所								
	氏名			電	話				

※下記の欄への記入は不要です

決定	許可	許可の条件:
内容		不許可の理由:

備考

使用許可申請書の提出後に、変更や取消しの必要が生じたときは、直ちに連絡すること。

使用にあたっての注意事項

1 展示品等の搬入・搬出

- (1) 展示品等の搬入・搬出は、午前9時から午後5時までに行うこと。
- (2) 展示物の搬入、搬出等展示を行うために係る費用は、使用者の負担とする。

2 使用方法

- (1) 2階壁面で展示できるものは、ピクチャーレールから展示用ワイヤーを使用して展示できるものとし、壁面に直接貼付及び鋲類で固定しないこと。
- (2) 使用できる展示用品は、市民図書館に備付けのものとし、市民図書館備付け以外の展示用品を使用するときは、事前に教育委員会の許可を受けること。
- (3) 教育委員会が管理する施設、設備、備品等を損傷又は紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出るものとし、その修理復旧等に係る費用は、使用者が負担すること。
- (4) 使用者は、展示コーナーの使用後は、原状に復すること。
- (5) 使用者が備え付けた展示作品等の落下、破損等により、他者に損害を与えたときは、使用者がその損害を賠償すること。

3 使用の取消し

- (1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 使用目的又は条件に違反したとき。
- (3) 市民図書館の公共性又は運営上、不適切と判断されたとき。
- (4) その他、教育委員会が不適切と認めたとき。

4 その他

市民図書館の管理運営上支障があると認められる場合は、展示期間中であっても、使用の一部又は全部を制限することがある。また、展示作品については、盗難、紛失、破損等いかなる事故にあっても、教育委員会は一切の責任を負わない。